



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 7 号 令和 7 年 4 月 8 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 2 6	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
2 2 7	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同

【和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
1	瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域） におけるさわらを対象とした漁業を禁止する件	

徳島県告示第二百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年四月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類		
合同会社新田組	徳島市西新浜町一丁目二番六一二二号	ヘルパーステーションキャット	徳島市西新浜町一丁目二番六一二二号	訪問介護		令和七年四月一日
株式会社ReBirth Tone	吉野川市山川町岩戸一〇番地	アメイン訪問介護ステーション	同 蔵本町二丁目二〇 宮城ビル二〇五	同	同	同
一般社団法人心郷	徳島市南昭和町五丁目六八番地二	ヘルパーステーション心陽	同 南昭和町五丁目六八番地二 昭和マンションB一五	同	同	同
株式会社Room	同 城東町一丁目八番一六号	精神特化訪問看護ステーション ルームラボ	同 城東町一丁目八一四五	訪問看護	同	同
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	おうち訪問看護ステーション 神山	名西郡神山町神領字本上角一〇〇番地四	同	同	同
株式会社ReBirth Tone	吉野川市山川町岩戸一〇番地	アメイン訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目二〇 宮城ビル二〇五	同	同	同
株式会社エクセレン	徳島市かちどき橋一丁目二二	訪問看護ステーション	同 南昭和町一三五一	同	同	同

トケアシステム	社会福祉法人あしか び会
番地一	同 佐古四番町三十一七
えくせれんと	海部郡特別養護老人ホ ーム事務組合海南荘
エグゼクティブタワー二F	海部郡海陽町大里字松原三三 番地三
	短期入所生活 介護
	同

徳島県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年四月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社Room	徳島市城東町一丁目八番一六号	精神特化訪問看護ステーション ルームラボ	徳島市城東町一丁目八―四五	介護予防訪問看護	令和七年四月一日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	おうち訪問看護ステーション 神山	名西郡神山町神領字本上角一〇〇番地四	同	同
株式会社ReBirth Tone	吉野川市山川町岩戸一〇番地	アメイン訪問看護ステーション	徳島市蔵本町二丁目二〇 宮城ビル二〇五	同	同
株式会社エクセレントケアシステム	徳島市かちどき橋一丁目二二番地一	訪問看護ステーション えくせれんと	同 南昭和町一―三五―エグゼクティブタワー二F	同	同
社会福祉法人あしかび会	同 佐古四番町三十一七	海部郡特別養護老人ホーム事務組合海南荘	海部郡海陽町大里字松原三三番地三	介護予防短期入所生活介護	同

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和七年四月八日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会

会長 松村 徳夫

一 定義

この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。

二 操業の制限

令和七年五月十五日から同年六月二十日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月八日から令和八年三月三十一日までとする。